



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 「過労死防止法」が成立したとニュースで見ました。どんな法律なのでしょう？分かりやすく教えてください。

A 「カロウシ」は全世界で通じる日本語です。働きすぎて死ぬなんてかわいそうなことは諸外国にはありません。真面目な日本人ならではの事でしょう。この「過労死防止法」は本年6月20日に超党派の議員立法で成立しました。

この法律は規制や賞罰ではなく、過労死・過労自殺を国の責務で防止策を進めるという理念を明確にした「理念法」です。

労災認定の基準に沿った定義が原則ですが、労働者でないため労災の対象とならない個人事業主や会社役員などの突然死も対象としています。

過労死の防止策手順ですが、まず政府が過労死・過労自殺対策の大綱を作り、遺族と労使代表などによる「防止対策推進協議会」を厚生労働省に設置して、意見を反映させ、また調査研究でわかった実態の概要や防止策の進捗状況は白書にまとめて毎年国会に報告します。まだまだ実態が把握できていないからです。

具体的な対策では、①調査研究②啓発③相談体制の整備④民間団体への活動支援の計4項目。勤労感謝の日がある毎年11月を啓発月刊とし、産業医への研修などの人材育成もします。

国が地方自治体、事業主と密接に連携して対策を行い、国民の努力義務としては「過労死等の防止の重要性を自覚し、関心と理解を深める」ことです。

この過労死防止法が成立したことによってすぐに過労死がなくなるかどうかは分かりませんが、過労死が個人の問題ではなく、国が責任をもって防止策を取ると宣言していることからこの法律の意義は大きいと思われます。

Q 当社でも、良く働く社員ですが持病がある上に残業が多くて困っています。過労死と認定されると会社が大変だと聞きました。認定基準を教えてください。

A 皆さん良く働いているのですが、勤務中に倒れたから即「過労死」ということではありませんし、プライベートの時間に倒れても「過労死」の可能性はあります。

過労死は、脳・心臓疾患で突然亡くなることを言い、対象となる疾患は、脳血管疾患（脳出血・くも膜下出血・脳梗塞・高血圧性脳症）、虚血性心疾患等（心筋梗塞・狭心症・心停止・解離性大動脈瘤）です。

労災と認定されるのは【業務による明らかな過重負荷】が認められる場合です。これは、発症の有力な原因が仕事によるものであることがはっきりしており、負荷とは脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等を自然経過を超えて著しく増悪させ得ることが客観的に認められる事をさします。

さらに認定要件は、次の①～③を総合的に判断して決めます。

- ①異常な出来事
- ②短期間の過重業務（概ね1週間）
- ③長期間の過重業務（1ヶ月～6ヶ月の疲労の蓄積）

③は目安として1ヶ月80時間を超える時間外労働とありますが、持病がある場合などは1ヶ月50時間程度でも認定されるケースもあります。

脳・心臓疾患の労災申請は年間800件強、そのうち約300前後が死亡災害で、申請しても50%弱しか認定されません。

認定されるのは難しいのですが、会社側としては、過労死と認定され裁判を起こされた場合、会社の過失責任が民事上問われ、数千万円の支払いを言い渡される可能性があります。会社を守るためにも働かせすぎはストップですよ！！

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980